

令和 2 年 9 月 15 日

放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する意見一般社団法人 日本雑誌協会
一般社団法人 日本書籍出版協会**1. 集中管理・放送事業者との契約の実態について**● **放送事業者との契約の実態**

言語もしくは映像、図表等の著作物の場合、それが原作として放送に用いられる場合は勿論、放送の中で朗読その他一部利用される場合でも、通常、事前に、放送局から発行所である出版社に使用許諾申請がなされ、放送局と協議の上、最終的に諾否及び使用料が決定される。(著作権者からの委任を受けている場合や職務著作のため自社判断する場合などがある。)

協議の際には、利用内容(全国放送か地方放送か、再放送があるのか等)も、検討の前提事項として申請され、決定される。同時配信等に用いられるのであれば、その際に併せて申請され、許諾されることになる。

従って、同時配信等を行うことによって、特に許諾申請手続きに新たな交渉手続きが発生するものではない。

● **放送を許諾しつつ、同時配信等を許諾しない理由**

個々の権利者において、放送を許諾しながら、同時配信等を許諾しないケースは、ほとんど考えられない。

2. 放送事業者からの要望事項に対する御意見について

資料 4 - 1 の 1

① **放送のみ許される権利制限等の同時配信等への適用**

同時配信等に限定して放送のみ許される権利制限等を適用できるようにすることについては特に反対しない。(同時配信等以外の自動公衆送信について権利制限等を適用できるようにすることについては慎重に検討されなければならない。)

② **借用素材の権利処理の円滑化**

放送における出版物に含まれている著作物の利用は、著作者人格権に抵触するケースが多いことから、実態として集中管理体制は馴染まない。

言語もしくは映像、図表等の著作物を放送番組で利用する場合、その利用態様は様々であるから、その都度、個々に協議し利用許諾を受けるのは当然である。その上で、

同時配信等について同時に許諾を受けることが出来るため、特にこれ以上円滑化すべき事項はないと考える。したがって、借用素材に関する新たな権利制限規定を設けることについても反対である。

放送事業者からは、番組製作に当たって個別許諾を得ることの困難さについて要望が出されているが、もとより借用素材は著作権者からの許諾や著作物の取材・編集・制作などの手間とコストを捨象して利用するものであるから、個別許諾のための負担を負うことは当然であると考えられる。

- **裁定制度について**

民放系キー局からは、補償金の事前供託の免除について、「NHK同様に民放局も免除の対象とすべき」との意見が出されているとのことである。しかしながら、民間企業である民放局においては破産の危険性が存するのであり、NHKと同列に扱えないことは明白である。放送事業者以外の他の利用者が個別許諾のための負担を負っているのであり、放送事業者のみを特別に取り扱うことについては慎重に検討されなければならない。

- **「同時配信等」の範囲について**

見逃し配信期間を長くし、放送事業者以外が主体となって実施し、有料サービスとして実施するなど、同時配信等の役割を大きくするのであれば、それに応じて追加されるべき利用料も加算されるべきである。

3. その他

従前の著作物の利用に加え、同時配信等の利用が新たに加わるのならば、従前の許諾料に同時再送信分の許諾料が加算されるのが当然である。新たな利用態様を追加するのであれば、それに応じた許諾料の増額をきちんと行うよう、各局は契約交渉を行う担当現場に徹底することを強く求める。

以上